

来月末にも審査会

水俣病申請者急増に対応

「疑わしきも認定せよ」との水俣病に対する環境庁の新しい方針が示されて以後、申請者が急増しているが、これら申請者ができるだけ早く審査するため、県はこのほど県公害被害者認定審査会（徳臣晴比古会長）に、次回の審査会

を年内に開くよう要望した。現在、県に申請している審査請求者は百三十八人。いずれもことし四月以降の申請者で、この中には岐阜、大阪方面からの申請者四人も含まれている。これら患者は、「一日も早く審

査、認定してほしい」と希望しているため、県も「年内審査」を要望、これに対し、同審査会も一応了承したという。すでに県は申請者百三十八人のうち七十六人について審査会に審査を諮問している。しかしこれま

での審査が一回二十人程度だったところからみて、次回からは検診が簡略化されるとはいえ一回三十人前後の審査になるもよう。検診は十一月に入って早々から開始されるが、県では「検診がスムーズにいけば、十一月下旬にも審査会が開かれることになるかもしれない」と言っている。